

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病3月号

(通巻第130号)

関西労働者安全センター 1985.3.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



- 第5回総会を成功させよう! ..... 1
- シリーズ／民営化、民間委託と労災職業病 ..... 2
- ☆東大阪学給労
- 学習のページ こんなときどうする(8) ..... 5
- 柏木労災大阪労基局闘争 ..... 9
- 前線から(ニュース) ..... 10
- 労住医連第3回総会開催す ..... 17
- 紀和だより ..... 18

# 第五回 総会を成功せよう！

—職場・地域にいのちの砦を—

安全センターも組織発足から十二年目に入り、また組織整備から丸四年となり、本支社の組織化が完成

題や観点を絶えず提起し、共に担つていくことだと思います。

年を経過し、大阪における労災職業病問題のセンターとして一定落ち着いた役割を果し得るようになつたと判断しています。しかしその役割は非常に限られた狭いところのものであります。セントラーナーの設立趣旨でもある「労働運動の強化発展に連なる労災闘争の推進」という観点からみればまだ大した役割は果せていないとも思えます。

我々にとつて必要なのは労働運動の一線の活動家がとりくんでいる課題、また、ぶつかっている壁に対して労災闘争の側から共に闘うべき課

我々をとりまく非常に大きな情勢は一方には昨年九月の振動病不当判断(高松高裁)をはじめ、労働省の相次ぐ被災者の権利制限攻撃という厳しい情勢、他方では我々がよつて立すべき労働組合が全般としてますます活力をなくしつつあるという問題があります。従つて、センターが設立趣旨の通りの活動を行うには、狭い範囲での「域内平和」で満足するわけにはいかず、常に「攻め」の姿勢を強化し続けなければならぬといふことを思ひます。

わけにはいかず、常に「攻め」の姿勢を強化し続けなければならぬないと  
思います。

第5回総会 3月23日

P.M. 1:30~ 於: 大阪全通会館



# 民謡化・民間委託と労災・職業病

学校給食——「職業病かくし」の民間委託

東大阪市学校園給食調理員労働組合

学校給食の調理員に、指が曲がつたままになる「指曲がり症」という新たな障害が多発していることが、自治労の調査で明らかにされた。この調査では、症状を訴える人の率が、調理員が平均一三、五%、比較調査した普通の事務員で三、三%と、四倍以上高いという結果が出ている。

文字通り新たな職業病といわれる実態であるが、職業起因性について更に全国での健康調査等を通じて究明していく必要があるところである。

そうした現状に対して、「週刊新潮」がさつそくとびつき二月二八日号で「給食部職業病公務災害で補償だつて?」という見出しの記事を掲載している。この記事では、指曲がり症の実態にふれたあと、学校給食調理を受け負っている民間業者の声を紹介する。くびをかしげながら、

の調子で、読者に「指曲がり症」が職業病とされることに疑問をいだかせるように書かれている。

八時半から材料を洗う、皮をむく、切りなどの作業を始め、大釜で煮た食缶にわける。そして給食中は休憩で、一時を過ぎて、使い終わつた食器がもどつてくれれば洗浄作業を開始する。そしてすべての作業を終えるのは四時半である。

九千食もの調理を一力所でやってしまう大きな給食センターとなると、配送の必要があるために、調理を仕上げるのが十時半となり、保温の必要があるために食缶も二重になつた

さて、学校給食の一日をおおまかに追つてみると次のようになる。朝号で「給食部職業病公務災害で補償だつて?」という見出しの記事を掲

いていく必要があるところである。

## 大給食センター

〔やながら戦場の〕

ツクに乗る。ちいさな大きな学校になると「コンテナ」も二つ。そして食べ終わった食器、食缶がもどって来るのが午後一時半ごろから。食缶に残っている残飯を洗い出したのちせつけん水で洗浄、スプーン、皿などについても同様。一度に九千食分の洗浄をするために、洗い場はさながら戦場と化す。

## 文部省が

### 合理化を指示

この作業について最初に述べた「指曲がり症」も含めていろいろな立場から問題ありといわれている。まづ、給食調理業務が、午前八時半から十二時（共同調理場の場合は十一時半）と午後一時半から四時半と時間が限られ、午後の洗浄作業は密度を濃くすればする程早く終わる。そして学校給食の実施日数が、夏休み等があるために年間一九〇日程度で

あることから、調理員を常勤職員にすることは経費がもつたいないという意見がある。すでにパート化、あるいは民間委託している自治体もあり、時間の短かさ云々は安全対策の面から逆行しているといえよう。

育局が全国の教育委あてに出した通知で「学校給食業務の運営の合理化」という形で指示しているのである。その具体的な内容として、パート職員の活用、共同調理場方式の採用、そして民間委託の実施が掲げられている。

しかしながら、給食調理の作業は限られた時間でありながら、その内容はかなり密度の濃い労働となつてゐる。食缶、ザルに入れられた材料をはこんだり、常に衛生に気を配らねばならないことから、床を作業が終わることにタワシなどを使って洗浄する。そういう動き回つたり中腰になり、肩腕障害、皮膚炎が発生しているので、「指曲がり症」も多発している。よりオートメ化された作業現場が、こうした職業病を発生させやすいのは当然で文部省にその認識がないということである。

民間委託を実施するならば、そうした労働安全衛生面についての対策を続けたりする作業が約三時間休みにほおかむりをすることができる。民間業者は、パート労働者の活用と大型設備によるオートメーション化で徹底した経費削減に努め、職業病は当然表に出ない形で葬られていく

ことは確実と考えなければならないだろう。こうした事実について、文部省は意図的にと思える程、無視して合理化方針を導き出している。

### 職業病隠しを

### 「民画に委託

はじめに述べた「週刊新潮」の記

東大阪市学校給食調理員労働組合では、多発する腰痛、頸肩腕障害について、通院保障等を市との交渉の

間委託方針は、「職業病隠し」を民間委託するということになる。

この発想は、臨調行革路線を進めようとする政府の意図に、いかにも符合するといつてよいだろう。「指曲題に限つていうならば、文部省の民間委託方針は、「職業病隠し」を民間委託するといつことになる。

このとが現状で、三月末に行なう健診からこうした面も含めてとりくみを強化していく予定になっている。このとりくみを進め、全国の給食調理労働の実態を明らかにする先がけとすることで、「職業病隠し」を民間委託を阻止する必要がある。(文書編集部)

### お知らせ

#### オ五回総会議案書について

おもな内容については次号(四月号)に掲載しますが、議案書入用の方は御一方下さればお送りします。

# こんなときどうする

—職場安全活動の手引き—

## じん肺

(8)

● 疑うてみる必要あり

### 粉じん職場の結核

今日は古くからの職業病であるじん肺について述べることにします。じん肺とは昔はけい肺と呼ばれた、鉱山労働者に多い肺の病気で、粉じんを長年にわたって吸い続けることによって、肺が病変しその機能が低下し、呼吸困難となったり、それが原因で心臓が悪くなったりする病気です。

以前は一般的な職業病とともに労働基準法（現在は労働安全衛生法）で予防対策が規定されていましたが、昭和三五年に労働組合側からの運動の力もあり、特別法として「じん肺法」が制定され、予防・健康管理を主とした規制が行われるようになります。

ました。また粉じんの種類も、最も古くは、けい肺という病名でもわからるように、ケイ酸分を主成分とする鉱物性粉じんに限定されていましたが、昭和三五年よりは鉱物性粉じん一般に、そして昭和五三年には「鉱物性」という限定がはずれ、一応粉じん全部を対象とするようになった経過があります。

また、この職業病はなかには粉じん作業を開始して一年二年という短期間で発症するケースもみられます。が、多くは一〇年二〇年という長期にわたり、具体的な問題解決にとまどうこともあります。

Aさんは機械工場に勤めていますが、少し以前からよくせきが出るようになり、微熱が続くので医者に行つたところ「結核」と診断され、すぐに入院生活に入りました。労働組合では、工場に入つても粉じんがたちこめており、黒いたんが出るといふような労働者が他にも多くいるので、会社に対して善処を要望しました。が、「結核は職業病ではないのでどうしようもない」との返事でした。やはり、どうしようないので

しょうか。

この場合まず診断について疑つてみる必要があります。じん肺症は工型～IV型までの四ランクに区分されていますが、III・IV等の重症はともかく、軽度の場合には見落とされるケースが割合に多くあります。正確に言うと、労働衛生にある程度関心のある医者でないと、一般の開業医ではわからないことが多いということです。従つて、この場合でも、じん肺に合併した肺結核ではないかということをもっと追究すべきだらうと思ひます。

じん肺法では合併症として左記の疾患を定めており、後述しますが、じん肺管理区分2、3に合併した限

りにおいて労災保険において治療を認められています。また、管理4に合併した肺がんについても労災として認められていることを知つておくべきでしょう。

りにおいて労災保険において治療を認められています。また、管理4に合併した肺がんについても労災として認められていることを知つておくべきでしょう。

## じん肺法が指定する

### 粉じん作業

ないとの見解を示しました。また、組合の調査ではAさんは入社前約数年前には碎石現場で働いていた期間が一年ほどあることがわかつてきましたが、それが原因でじん肺になつたとの主張は少し無理な感じでもあり、どうすればよいでしょうか。

AさんのX線フィルムを専門医にみてもらつたところ、じん肺であることが確認され、手続きを進めることにになりましたが、問題点が一つ出でてきました。というのは、グラインダーや溶接等のじん肺法の指定する粉じん作業がいくつかあり、これまで何の対策も行ってこなかつた会社の責任は明らかになり、今後きちんとやつてないので粉じん作業者ではないという問題です。そして、労基局も粉じん作業に従事していない労働者に対してじん肺の管理区分は行え

(施行規則第一条)

- 一 肺結核
- 二 結核性胸膜炎
- 三 統発性気管支拡張症
- 四 統発性気管支拡張症
- 五 統発性気胸

## 施行規則第二条（施行規則別表第一）

- 一 土石、岩石又は礫石を掘り下げる場所における作業  
二 土石、岩石又は鉱物を研磨し、粉砕し、ふるいわけ、製造し、乾燥し、若しくは成形し、又は半製品若しくは製品を仕上げる場所における作業  
三 岩石又は鉱物をさく、のこぎり等で、つる仕上げし、たて仕上げし、又は動力により研磨する場所における作業  
四 研磨材を用いて動力により研磨し、又は研磨材の吹きつけにより研磨する場所における作業  
五 城内の土石、岩石又は鉱物を破碎し、粉砕し、ふるいわけ、積み込み、又は積みおろす場所における作業  
六 坑内において土石、岩石又は鉱物を運搬する作業  
七 坑内の、土石、岩石、岩砂等を機械を充てんし、又は岩砂を散布する場所における作業  
八 土石、岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉砕する場所における作業  
九 ガラス又はほうろうを製造する工場において、原料をふるいわけ、若しくは混合する場所における作業  
十 鉄鋼部品を製造する工場において、原料を破碎し、粉砕し、ふるいわけ、乾燥し、若しくは成形し、又は半製品若しくは製品を仕上げし、かま詰めし、若しくはかま出しする場所における作業  
十一 耐火物、けいそう土、耐火物又は研磨材を製造する工場において、原料を破碎し、粉砕し、ふるいわけ、混合し、乾燥し、若しくは成形し、半製品若しくは製品を仕上げし、かま詰めし、若しくはかま出しし、又は製品を荷造りする場所における作業  
十二 耐火物を用いたかま若しくはがを製造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかまその他の物を解体し、若しくは破壊する作業  
十三 粉状の滑石又はクレートを製造する工場において、原料を破碎し、粉砕し、ふるいわけ、又は乾燥する場所における作業  
十四 滑石又はクレートを原料又は材料として使用する工場において、粉状の滑石、クレート又はこれらを含む物を混入し、又は散布する場所における作業

## 場合による

### 個別のじん肺認定

- 以前、全港湾上組分会でシリコンマンガン作業者にじん肺が発生した
- 際にも、港湾作業へのじん肺法適用がなかつたため大問題となり、センターとともに闘争した経過がありましたが、この時は、例外として被災者
- 港湾作業自体の粉じん作業性につれては、八四年七月によく一定の結論が労働省より示されたのです。

### 個別のじん肺法適用

がなかつたため大問題となり、センターとともに闘争した経過がありましたが、この時は、例外として被災者

車からバーストを取りおろし、又はマルチブルタインバーにより道床をつき固める場所における作業

十五 塗装製品又は製造する工場において、原料を破碎し、粉砕し、ふるいわけ、製造し、乾燥し、若しくは成形し、又は半製品若しくは製品を仕上げる場所における作業  
十六 セメントを製造する工場において、原料若しくは純度を破碎し、粉砕し、若しくはふるいわけ、又は製品を袋詰めし、積み込み、若しくは積みおろす場所における作業  
十七 アルミニウムの粉末を製造する工場において、材料を動力により破碎し、又は製品を袋詰めする場所における作業  
十八 砂型を用いて鋳物を製造する工場において、砂をふるいわけ、鉛込みし、砂型をこねし、砂落し、又ははつりをする場所における作業  
十九 粉状の鉱物を燃焼する工場において、炉、煙道又は煙突に附着し、又は堆積したたましい又は灰をかま落し、かき集め、積み込み、又は積みおろす場所における作業  
二十 金屬又は半金屬を鍛錬し、又は熔融する工場において、土若しくは鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、焼塊をふるいわけ、湯出しが、若しくは焼込みする場所における作業又は炉、煙道若しくは煙突に附着し、若しくは堆積したたましいをかま落し、かき集め、積み込み、積みおろし、若しくは荷造りする場所における作業  
二十一 金属性を溶射する場所における作業又は屋内若しくは船、タンク、車両、箱、ダクト、煙道、水管、坑等の内部において金属アーチにより溶接する作業  
二十二 クレート、フライアッシュ又は粉状のけいそう土、滑石若しくは成形製品を袋詰めし、積み込み、積みおろし、又は荷造りする場所における作業  
二十三 石綿をとさはぐし、合削し、ふきつけ、ちゆう細し、紡糸し、紡織し、積み込み、若しくは積みおろし、又は荷造りする作業  
二十四 梁主の附着した荷車を扉入れし、扉出しし、運別調査し、又は製造する場所における作業  
二十五 長大ずい道(西く長いすい道であつて、労働大臣が指定するものをいう)の内線の、ホッパートン、クレート又はこれらを含む物を混入し、又は散布する場所における作業

す。従つて、Aさんについては現に

し距離があるのも事実です。

作業場全体が粉じん量が大であるという結論が環境測定で実証し得れば先の上組闘争の例のように、補償についてはじん肺として認定させることは可能であると思います。ただ、工場全体を粉じん職場と認めさせ、じん肺法の規制下におくこととは少

もう一つの方法として、十数年前  
の碎石業については別表一の八号に  
該当するので、これによつてじん肺  
管理区分を受けることは可能であり  
法的には楽にいけます。じん肺では  
粉じん職場を離れてから時間がたつ  
て症状が確認された場合には、補償  
は「最終の粉じん職場」を基礎にし

て全てが決まります。しかし、Aさんについてはじん肺の責任が今の会社には直接ないことになること、また、補償額もスライドはあっても前の職場をベースにすれば低くなるのが通常で、あまりよい方法とはいえないかもしません。

標本終可識也測之大抵如此

むちやくちや審査を認めず3/19交渉へ

全金協和精工支部・柏木忠夫氏の

た  
い  
。

急性心不全死に対し、むちゃくちやな「論理」で棄却決定を下した中川繁男審査官及び彼を実質的に指揮

二月一五日の中川審査官に対する  
大衆的交渉を行つて以降、局に対し  
て三回目の話し合いを求めてきたが

動的な見解、労働行政の基本線にかかわる問題へと入っていく予定である。また、大阪総評より三月十二日に局に対する厳重な申し入れが行われている。

監督すべき大阪労基局との交渉を、この間組合、安全センターで行つてきました。これまでの経過等については前号までの報告を参照していただき

三月一九日にもたれることになった。そこでは、まず、中川審査官の「代理」たるべき主任審査官同席のもとに、いわゆる、本件原処分序である

さて、その一基本線にかかる問題一とは以下の内容である。

作業が必要とされているにもかかわらず、会社は逆に連日の残業を命じ通常以上の労働を課したという事実があり、このことが死亡の大きな要因」と主張した。

これに対し中川審査官は決定書で、不当である。

「労安法・六二、六六、六八条の各規定はあまり厳格に適用すると労働者の雇用に影響を与えるので、本人の意志に委ねるべきである」とした上で、「本人が慢然と就業を続けたのは自己健康管理義務を怠ったもの」

# 季刊 労働者住民医療

年間購読料 11000円(1年) 郵便振替口座 大阪6-246064

労働者住民医療社団連絡会議

と決めつけ、被災者本人に死亡の責任があるとしたのである。前段の雇用云々の議論は、法律を企業に守らせる労働行政の基本見解としては極めて問題であり、後段も、あまりに

こうした内容は単に中田個人の見解としてすまされるものではない。中川見解がイコール行政当局の公式見解なのか、あるいはそうでないのか、そしてそれはどういもののかが問題である。

さらに追及していく決意であり、さらなる注目を訴える。

# 前線から

東大阪

## コンピュータ作業者の

### 頸肩腕

#### よつやく労災認定

##### ・全金ヤマト産業支部

全金ヤマト そして、去年六月に松浦診  
療所に受診し、頸肩腕障害  
フコンオペレ と診断され、八月に天王寺  
ーター丁さん 労基署に労災申請をしてい

が三月になつて業務上認定された。ヤマト産業では数年前から売上、在庫管理、経理事務等にコンピュータを導入しており、その操作を担当する丁さんの作業負担が、一人作業が増えたことで去年春頃に急に増えし、背筋のしびれなどを訴えるようになっていた。

その後、コンピュータ作業から一時はなれ、治療に努めたことから軽快し、早期の認定が求められていた。しかし、コンピュータ業務での人員削減が行われるなど、その災害源除去の方向とは逆に向っているのがヤマト産業での現状である。現在、会社は組合との協定を一方的に破るなどの組合

たものである。

攻撃を強めてきており、緊迫した状況が続いている。

すでに腰痛症の業務上認定がなされているKさんの労

災の責任も一切認めようとせず、労基署に文句を言う

など許すことのできない行動に出でている。これらに對して、組合はストップ立

マト産業での現状である。

を含め色々と反撃を組織してきている。

を発症して倒れた。本人の希望にもかかわらず会社は

なかなか労災申請の手続きをとらず、ようやく昨年の夏頃、Kさんの再発の強い

要求により申請したもののが、昨年末西労働基準監督署によって業務外の決定がなされたものである。

Kさんは現在も休業して

取り付け作業の行う労働者Kg)の撤収作業を行ってい

たとき、一ノ木も膜下出血、療養を続けており、職場復

## 運送労働者の～～～ ～～～くも膜下出血！

南大阪

Kさんは港区にある運送の午前、取り引き先の会社

よって業務外の決定がなさ

れたものである。

会社に勤め複写機を運搬。(尼崎)で複写機(1kg)の撤収作業を行ってい

Kさんは現在も休業して

ゼンセイカラ

帰には今しばらくの時間を必要とする状態である。職場に組合がないKさんにとっては、発症以来約一年が経過していることから、解

雇問題へと発展しかねない現在、業務上認定に向けてが限られているために、作業組みを推し進めていく必要がある。

労災保険審査官に対する取組みもかなり高い。

このような労働実態について、健康診断の結果が出た上で、労働環境研究会等の協力も得て調査報告が秋をメドに提出される予定になつてている。

## 東大阪

# 東大阪学給労 健診前作業現場調査 行なわれる

前号で紹介した東大阪市

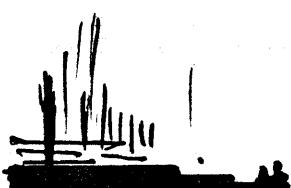
た。

「行革」攻撃の一環としての民間委託、パート導入など文部省通達が出される中で、この健診は重要な意味をもつてくるといえよう。

学校給食調理員の健診に先立つて健診団による作業現場調査が行われた。東大阪市における学校給食調理は一校ごとの単独調理場方式と、二つの給食センターによる共同調理場方式が行われている。調査はその両方についてを行い、労働実態について大まかな把握を行つ

学校給食調理員の健診に先立つて健診団による作業現場調査が行われた。東大阪市における学校給食調理は一校ごとの単独調理場方式と、二つの給食センターによる共同調理場方式が行われている。調査はその両方についてを行い、労働実態について大まかな把握を行つ

野学校給食センターは一日に約九千食を調理する大調理場で、朝八時半より始めて十一時半までの間にすべての調理を終了し配達する。そして給食が終わつた後一時半には食器が返却され、洗浄作業に入る。その間の作業は配缶、洗浄など、中



大阪

## 下水処理場の下請労働者の 脳内出血

労災申請へ向け調査進む

工氏は大阪北部にある下水処理場で働く労働者であるが、去る三月二日午前九時頃、急に足が動かなくなったりしばらく横になつて休んでいたが、容体は一向に回復せず、救急車にて近くの病院に運ばれた。診断の結果は脳内出血で即座に入院を言い渡された。

安全センターには発症当日に相談があり、数日後には家族と職場の同僚に会い聞取りを行つた。それによると、被災者の主な仕事内容は、下水処理に伴う脱水作業、汚泥焼却時の炉の

計器監視作業、また機器類の修理点検等であり、勤務

は従業員の意向をまったく無視し、一方的に大阪府と協定を結び、焼却炉を一機増設し二機とした。それに伴う人員補充はまったく行

形態は、昼勤が九時～十七時、夜勤が十七時～翌日の九時まで二交代である。

また、八三年には、会社

は従業員の意向をまったく無視し、一方的に大阪府と協定を結び、焼却炉を一機増設し二機とした。それに伴う人員補充はまったく行

われず、夜勤労働の増加をはじめとする全般的な労働強化に対し従業員の不満が噴出していた。

北 摂

## 新型機導入で 騒音測定

全金技研工業支部

吹田市の全金技研工業支部では、新しく導入されたNC工作機の騒音についての対策を進めている。

業の効率化を図つてゐるが、実際に導入してみたところ騒音がかなりひどいといふことがわかつた。

実際の測定は三月一九日に行われるが、その後の対策については、支部と会社

に行われるが、その後の対策については、支部と会社との協議の上立てられるこ

とになつてゐる。

技研工業は製図台の製造会社で、ステンレス板の切断などにこうした新型機種を導入することによって作

わたる事前協議等について  
一考の余地が十分あるとい  
えるところである。

## 全出稼が三十一回大会

大 阪

柴田訴訟など出稼労働者の  
労働諸条件の改善へ圖り強化

二月一七日、大阪PLD

会館において第二十一回全  
国出稼者西日本大会が開催  
され、全国から関西方面に  
出稼にきている人、あるいは  
は協力団体等約一五〇名の  
参加があり、安全センター  
も柴田訴訟を共に闘う友好  
団体として代表を送り連帯  
のあいさつを行った。

まず事務局より開会のあ  
いさつがあり、続いて栗林  
三郎会長より出稼労働者に  
が採択され、翌一八日には

対する激励、あるいは出稼  
労働者をとりまく厳しい労  
働諸条件に対し改善を求め、  
労働現場で、また政府や自  
治体への闘いを推し進めて  
いこうとあいさつがなされ  
た。

岩佐訴訟控訴審法廷が一  
月二七日大阪高裁で開かれ  
た。今回の法廷では、原告  
側推薦の鑑定人・青木敏之  
(府立羽曳野病院皮膚科部  
長)、菱沢徳太郎(彦根市  
民病院)両氏の宣誓が行わ  
れ、「二つ目」の鑑定が開  
始されることになった。す  
れる鑑定人尋問が注目され  
て日本原電側推薦鑑定人

府本部、全港湾関西地本な  
どからも参加があり、連帯  
ある大阪総評、社会党大阪  
が採択され、翌一八日には  
その諸決議をもって大阪府、  
月二十一日付で提出されて

## 岩佐訴訟法廷

大 阪

二つの鑑定人宣誓

次回は七月十七日

岩佐訴訟控訴審法廷が一  
月二七日大阪高裁で開かれ  
た。今回の法廷では、原告  
側推薦の鑑定人・青木敏之  
(府立羽曳野病院皮膚科部  
長)、菱沢徳太郎(彦根市  
民病院)両氏の宣誓が行わ  
れ、「二つ目」の鑑定が開  
始されることになった。す  
れる鑑定人尋問が注目され  
て日本原電側推薦鑑定人

岩佐訴訟控訴審法廷が一  
月二七日大阪高裁で開かれ  
た。今回の法廷では、原告  
側推薦の鑑定人・青木敏之  
(府立羽曳野病院皮膚科部  
長)、菱沢徳太郎(彦根市  
民病院)両氏の宣誓が行わ  
れ、「二つ目」の鑑定が開  
始されることになった。す  
れる鑑定人尋問が注目され  
て日本原電側推薦鑑定人

大阪高裁一〇〇七号法廷で  
行われる。控訴審の最後の  
山場と見てよいだろう。

内部の体制を徐々に強化し  
ていき、港における地域運  
動の一角をしめていきたい。

## 港相談窓口 松浦診療所に 開設

南大阪

「地域に六千枚のビラ配布」

港健康を考える会と安全  
センターで昨年十二月に開  
設した「港相談窓口」は、  
二月中旬に一回目の宣伝ビ  
ラを港区を中心に六〇〇〇  
枚ほど各戸配布した。今後  
も駅頭ビラ配布など宣伝活  
動を強めていき、ひとりで  
も多くの人が、気軽に相談  
に来れるよう体制を組んで  
いく予定である。

また、各種の相談を受け  
つける一方では、今後、港

現在、窓口を松浦診療所  
の一室に設け、相談日は週  
一回・金曜日の夜のみとい  
うように、決して充分なも  
のとはいえないが、今後、  
の

地域において未組織の組織  
化をかけ活動している諸  
団体や他の地域において同  
様の活動を続けている諸グ  
ループとの交流を深め、近  
い将来には連携した活動が  
組めるよう努力していくた  
い。

# 快適な環境・ 安全な職場を求めて

作業環境測定は職場に  
おける健康管理の第一歩

医療法人 南労会

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号  
TEL. (06) 574-8049

# 第十一期 労働者

第十一期 日 程 表

五／九 開講式（映画・あいさつ・諸報告）

十六 職場闘争報告

灸、間接灸の紹介・実技

三〇 参加者自己紹介

針の概要、注意事項

二三 "

足の説明

六／六 職場闘争報告

" 実技

十三 全港湾大阪支部安全委員会活動報告

手の説明 実技

二十 「労災・職業病の実態」安全センター

" 実技

二七 「歯のはなし」松浦診療所歯科

" 実技

七／四 スライド「腰痛の話」上映

腰の説明 実技

十一 職場闘争報告

" 実技

十八 "

" 実技

二五 "

" 実技

八／一 「職場健診とは何か」松浦診療所健診部

肩の説明 実技

八 「食事と栄養」松浦診療所

" 実技

二九 腰、肩のまとめ

" 実技

九／五 全般のまとめ

" 実技

十二 質疑応答

" 実技

(七) 申込み 安全センターまで御連絡下さい。申込み用紙をお送りします。

十九 修了式

# 三月の新聞記事から

- 二・一 社会党「原発対策全国連絡協議会」、稼動中の原発認めぬ方針確認
- 二・二 厚生省「国立病院・療養所問題懇談会」が三〇〇床未満の施設の統廃合推進の意見書を提出
- 二・三 三重交通スキーバス転落事故で特別保安監視の中の中部運輸局が運行管理体制の不備をつぐ中間報告発表、近く行政処分へ
- 二・四 隠岐島で港を目前にした巻き網漁船が沈没、三人死亡、六人不明
- 二・五 徒歩員に対し、「段取りが悪い」と、指を切り、目を突き、やけどをさせるなどした社長ら三人逮捕（岡山）
- 二・六 築波大・脳死患者の臓器移植を、東大医師グループら殺人罪で告発へ
- 二・七 名鉄特急が踏切で立往生していた車に衝突し車は炎上、乗客四人ケガ（名古屋）
- 二・八 岐阜高速で入口を間違え侵入した車が観光バスに正面衝突、二人死亡（北区）
- 二・九 大阪第三陣判決で、原告の訴え認め認定（福岡地裁小倉支部）
- 二・十 護施設もひと飲みして四戸埋める、九人死防亡、一人不明（新潟）
- 二・十一 日本原子力研究所で労働者二人がイリジウム収納作業中に一・九レム大量被ばく事故（茨城・東海村）
- 二・十二 「大気汚染で環境基準を達成すれば、公害地域指定を解除」と首相が国会答弁
- 二・十三 ところてん工場で圧力ガマ爆発、一人即死、六人ケガ（奈良）
- 二・十四 関西環境庁のアスベスト環境汚染調査（東京・大阪・福岡）で七〇〇地点すべてで検出、長期監視へ
- 二・十五 觀光バスが下水道工事現場で鉄板をひつけ急停車し五一人重軽傷（那覇）
- 二・十六 観光バスが下水道工事現場で鉄板をひつけ急停車し五一人重軽傷（那覇）
- 二・十七 ダイハツで組合の焼却文書を持ち出したことを、会社の機密文書持ち出しとされ不当解雇された事件で「解雇は無効」という一審判決支持、会社側の控訴棄却（大阪高裁）

二月16.17日

## 労働者住民医療機関連絡会議第三回総会 労働者住民医療運動全国交流集会成功す！

### 「事務局体制強化」共同調査研究活動など運動の拡大へ

労働者住民医療機関連絡会議第三回総会、第三回労働者住民医療運動全国交流集会が二月一六、一七日に大阪で開かれた。

労住医連第三回総会は、全国から約六〇名が参加し全通会館で開かれ、拡大していくために、今後更に各地八四年度総括・八五年度の方針提起、に孤立散在している労働者住民の立役員改正等の議事が進められた。労住医連は、この一年間に健保改悪反対運動、振動病高松高裁不当判決に対する闘い等を進めるとともに、愛媛県の元マンガン鉱山労働者の健康調査やVDT労働に関する研究会など共同調査・研究活動も進められ、運動全体の新たな拡がりを見せつつある状況にあるといえよう。

特に、健保改悪に対する闘いでは、え、新たな体制が決定された。

各地で反対集会、学習会等を行うとともに、中央への働きかけとして社会政策審議会を通じて国会対策を進めるなどの取り組みを行うことが

できた。こうした運動の成果をより

拡大していくために、今後更に各地に立つ医療機関の広汎な結集を進めいく必要があるだろう。

そういう意味で今回の総会では、

関西の三医療機関、阪神医生協・玉川診療所・南労会を中心に事務局機能をこれまで以上に強化することが決定されている。役員改正についても、札幌緑愛病院、玉川診療所、紀和病院と三医療機関からの役員を迎

れ、各医療機関の看護婦交流の場として今後が期待されるものとなつた。これら討論内容については労住医連機関誌「労働者住民医療No.7」に掲載予定である。

（労働者住民医療機関連絡会議役員）  
議長 天胡佳臣（神奈川県労働者医生協）  
副議長 五島正規（防治会四国労働病院）  
柳 姜貴（大分県勤労者医生協）  
（事務局長 松浦良和（南労会・松浦診療所）  
事務局員 （南労会）（阪神医生協）（玉川診療所）  
幹事 松本文六（天心堂へつき病院）、田坂清太（新居浜医生協）、宇土鶴弘島職業病相談窓口（兵庫県勤労者医生協）、  
山下五郎（阪神医生協）、斎藤竜太（十一条通り医院）、（北海道医生協）、中桐伸五（自治労福問医）  
会計監査（南労会紀和病院）  
中俊雄（阪神医生協）

# 紀和だより

## 南紀古座川に十二名の強行軍

全遞・山労 健診 無事おわる

二月下旬は健診を続けて二つ行つた。以前にも報告したように全遞和歌山と古座川山労である。開院より

が悪いことこの上ない。それでも何とかやることができ一息ついてい

る。

五か月、当初から比較すればかなり落ち着いてきた感じではあるが、それは、二月二六、二七日に診察を中心

れでも病棟看護婦をはじめ、どの部署もギリギリの人員体制の中で全く余裕というものがなく、したがって、は「まとめ」をまたねばならないが、健診に出かけるには臨時に健診チームを編成しなければならず、また松浦診療所のようにその道のプロがないため、準備する器具一つ、検査

うに感じた。早くまとめを出すように現在仕事を進めている。

二四日は古座川山労健診に出かけた。奈良医大公衆衛生の車谷、伊木両先生が協力してくれたので大いに気分は楽で、何かにつけその手際の良さに関心したが、この二人を含め総勢十三名の健診団。紀和病院からは松浦典代先生を中心に九名（子供を入れれば十一名）が車で出かけた。片道六時間の強行軍で、宿舎着が夜の八時過ぎ、それから健診設営、さらには問診等の最終打合わせなど、準備が終わったのは夜中の十二時過ぎであった。翌日も六時半起床から始まり、健診後すぐ翌日の仕事のため、夜車をとばしヒターン、とまさにす

全体としては「とにかくみんな疲れている」という印象が問診を通じ非常にはつきりしている。いま郵政では「深夜勤」問題が焦点になつていていると聞いているが、現場の労働者は「もうかなわん」の一言につきるよ

う過を見る限りでは大丈夫だろう。

あとはこの判定を和歌山労基局に無条件で認めさせることができるかどうかであるが、これまでの交渉経

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

3月号（通巻第130号）昭和60年3月10日発行

（毎月一回10日発行）

### ● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

も結構です。  
お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

「関西労災職業病」は毎月一回の發行で定価は一冊百円です。  
近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで  
定価でお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送  
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の  
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお  
送りします。

### 機関誌定期購読の申し込みについて

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127  
大阪市北区天満橋3-5-28